

議 事 日 程 （ 第 6 号 ）

平成 22 年 3 月 12 日（金曜日） 午後 3 時 35 分 開議（本会議）

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第 12 号 平成 22 年度遊佐町一般会計予算

議第 13 号 平成 22 年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第 14 号 平成 22 年度遊佐町老人保健特別会計予算

議第 15 号 平成 22 年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第 16 号 平成 22 年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第 17 号 平成 22 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第 18 号 平成 22 年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第 19 号 平成 22 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第 20 号 平成 22 年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第 21 号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第 22 号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第 23 号 遊佐町地域集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第 24 号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 25 号 遊佐町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 8 議第 26 号 町道路線の廃止及び認定について

日程第 9 議第 27 号 財産の無償貸付けについて

日程第 10 議第 28 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第 11 議第 29 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

※発議案件の審議及び採決

日程第 12 発議第 2 号 遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 発議第 4 号 誰もが安心して受けられる医療・介護保険制度の確立を求める意見書の提出
に

ついて

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

☆

出席議員氏名

応招議員 14名

出席議員 14名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	赤塚英一君
5番	阿部満吉君	6番	佐藤智則君
7番	高橋冠治君	8番	土門治明君
9番	三浦正良君	10番	堀満弥君
11番	阿部勝夫君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君	14番	高橋信幸君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	堀田堅志君
総務企画課長	本宮茂樹君	産業振興課長	村井仁君
地域生活課長	佐藤広一君	健康福祉課長	東海林和夫君
町民課長	佐々木英一君	会計管理者	伊藤孝君
教育委員長	佐藤多嘉子君	教育長	那須栄一君
教育次長	鍬形修一君	農業委員会会長	高橋良彰君
選挙管理委員会委員長	尾形克君	代表監査委員	高橋勤一君

☆

出席した事務局職員

局長 金野周悦 次長 本間康弘 書記 池田久

☆

本 会 議

議 長（高橋信幸君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時35分）

議 長（高橋信幸君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員は町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、3月4日の三浦正良議員の一般質問への答弁を保留しておりましたので、答弁をいただきます。

本宮総務企画課長。

総務企画課長（本宮茂樹君） 一般質問におきまして、三浦議員のほうから町の町債の残高、実質的な町民の負担額、お一人当たりというご質問でございました。その際、一般会計では1人当たり20万7,000円、特別会計では35万4,000円とお答えをさせていただきましたが、特別会計の部分を特別会計を含めるとという形に改めさせていただきたいと思います。再度申し上げますと、一般会計のみでは20万7,000円、特別会計を含めると35万4,000円、この数値につきましては、本年の2月末の住民基本台帳人口の1万6,204人をベースにしたお答えをさせていただきましたが、来年度、22年度の推計的な人口をベースにして計算をした場合の質問がございましたので、改めてご報告をさせていただきますと、人口問題研究所のほうで国勢調査に基づいて、これは平成17年の国勢調査に基づいて22年度の人口を推計したものがございます。その推計の人口が1万5,596人でございます。また、前年度の数値から今年度までの人口の住民基本台帳の人口の差を基準として計算をいたしますと、来年、23年の2月末では1万5,913人というような数値が出てまいります。よりそういった1人当たりの負担という意味で厳しい数値が出てまいります。国勢調査の人口問題研究所による1万5,596人をベースにしてお答えをさせていただきますと、一般会計で1人当たりは21万5,000円、それから特別会計を含めた1人当たりで36万8,000円という実質的な負担になることをご報告申し上げます。

以上でございます。

議 長（高橋信幸君） 次に、条例案件の審議に入る前に、昨日議会運営委員会を開催しましたので、小職よりその内容について報告をいたします。

3月5日に議決いたしました発議第3号 鳥海山麓東部地区における岩石採取に関する意見書の件について申し上げます。発議第3号については、地方自治法第99条の規定により、山形県知事、山形県議会議長、庄内総合支庁長、産業経済部長あてに提出することとして可決されました。地方自治法第99条の規定は、「当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国又は関係行政庁に提出することができる」となっております。「国又は関係行政庁」とは、「国会、国、県など関係行政庁に対し、議会の意思としてまとめた文書を提出することができる」とありましたので、意見書提出の要請がありました関係機関に議案可決後の3月5日付で送付しました。3月10日、意見書を受け取った県議会事務局より、国または関係行政庁に県議会は含まれない旨の連絡がありました。意見書を要請書とし、その

意見書を添付して提出してはとのご指導を受けました。議会事務局でその議案の取り扱いについて調査し、県町村議会議長会にも問い合わせたところ、発議議案の議決自体には瑕疵がありませんが、県議会の提出は添書を要請書とし、議決して意見書を添付して提出してはどうかという同じ回答を得ました。そこで、昨日議会運営委員会を開催し、協議した結果、そのように取り扱うことにしてよろしいのではないかとその意見の一致を見ましたので、議員各位にはそのようにご了解をいただきたいと思います、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋信幸君） 異議ないようですので、それではそのように取り扱わせていただきます。

それでは、条例案件の審議に入ります。

日程第2、議第21号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第22号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第23号 遊佐町地域集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町地域集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第24号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第25号 遊佐町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

6番、佐藤智則議員。

6 番（佐藤智則君） 確認の意味でちょっとお聞きします。

なかなか日本語というのは文言が、あいまいもこという言葉もありますけれども、同じようなとらえ方や同じようなとらえ方とは全然違うような意味合いを持ったりする、そういった日本語の使い分けがされる我々の民族の用語でありますけれども、例えばこの場合に学校長を校長に改める、それから電灯料等の実費は別に徴収するを徴収することができるということに改める条例の改正であるようなことですが、これはとらえ方によっては徴収することができる、今までは徴収するであったわけ。すること

ができるということを裏返せばしない場合もあり得るというような日本語的なとらえ方もある。ですから、この条例改正を望んだ趣旨というのはどこにあるのですか、これ。ちょっと伺います。

議 長（高橋信幸君） 鋤形教育次長。

教育次長（鋤形修一君） お答えいたします。

公の施設の利用に関する条例の中で、実費徴収については実費を徴収することができるという規定がございました。今回条例を改正したいというふうなものについては、今までは実費の徴収をするという文言でございます。これから町づくり協会等の学校施設、それから体育施設の利用に関して、もし公民館というか町づくり協会の主催で行うようなところについても、この条例でいくと実費徴収等を徴収しなければならないというふうなことでありますので、そのことについてはやはり言明をしなければならないのではないかというふうな判断に基づきまして徴収することができるというふうなことにしたわけでございます。

以上です。

議 長（高橋信幸君） 6 番、佐藤智則議員。

6 番（佐藤智則君） 次長、徴収する、それから徴収することができるということの最初のほうの何々を徴収する、100円をこういうふうに変更するということでしょうか。することができる。その前、柔剣道場って書いてあるでしょう。柔剣道場。町づくり協議会ではないの。

議 長（高橋信幸君） 鋤形教育次長。

教育次長（鋤形修一君） お答えいたします。

これは、この文面に書かれてある部分を下のほうに変えるという意味で、柔剣道場は関連しておりません。

議 長（高橋信幸君） 佐藤智則議員。

6 番（佐藤智則君） 条例を改正するのだから内容を含めなければわかりませんよ。印刷されているのこれも印刷ですから。でしょう。違いますか。これを確認して終わりますけれども。

議 長（高橋信幸君） 鋤形教育次長。

教育次長（鋤形修一君） これは条例改正の手法でありまして、要するにこの表の部分を、全体を表示すれば一番よろしいかと思うのですが、この電灯料等の実費は別に徴収するという上段のほうにたまたま柔剣道、全面1時間につき100円という記載があるということの意味であります。

議 長（高橋信幸君） これにて6番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成22年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算8件について、予算審査特別委員会土門治明委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会土門治明委員長、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長(土門治明君)

平成22年3月12日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 信 幸 殿

予 算 審 査 特 別 委 員 会

委員長 土 門 治 明

審 査 結 果 報 告 書

平成22年3月5日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第12号 平成22年度遊佐町一般会計予算

議第13号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第14号 平成22年度遊佐町老人保健特別会計予算

議第15号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第16号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第17号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第19号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 平成22年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

平成22年度遊佐町一般会計予算ほか8件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも

適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議 長(高橋信幸君) お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋信幸君) 起立多数です。

よって、議第12号 平成22年度遊佐町一般会計予算、議第13号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第14号 平成22年度遊佐町老人保健特別会計予算、議第15号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計予算、議第16号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第17号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第18号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第19号 平成22年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第20号 平成22年度遊佐町水道事業会計予算、以上9議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第26号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋信幸君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋信幸君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第27号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋信幸君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋信幸君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 財産の無償貸付けについての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第11、議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から議第29号について説明を申し述べさせていただきます。

遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員津田徳一郎氏が平成22年3月31日で任期満了になるため、引き続き遊佐町固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時01分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時06分）

議 長（高橋信幸君） さきに提案しておりました議第29号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第12、発議第2号 遊佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、全員協議会等で協議し、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、発議第4号 誰もが安心して受けられる医療・介護保険制度の確立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、庄内地方町村議会議長会からの要請により提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第460回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後4時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成22年3月12日

遊佐町議会議長 高 橋 信 幸

遊佐町議会議員 堀 満 弥

遊佐町議会議員 阿 部 勝 夫